

秋田公立美術大学聴講生規程

平成25年4月1日

規程第98号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「本学学則」という。）第56条および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第44条の規定に基づき、聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 美術学部聴講生として入学することができる者は、高等学校を卒業した者又は秋田公立美術大学においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院複合芸術研究科聴講生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

(入学時期)

第3条 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(聴講期間)

第4条 美術学部聴講生の聴講期間は6月とする。ただし、学長は、美術学部聴講生が引き続き聴講することを願い出た場合で特別の事情があると認めるときは、6月を超えない範囲内で当該聴講期間を延長することができる。

2 大学院複合芸術研究科聴講生の聴講期間は、1年以内の期間とする。

(入学志願手続)

第5条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

- (1) 聴講生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 聴講生志望理由書
- (4) 最終学校の成績証明書および卒業（修了）証明書
- (5) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認めるもの
(選考)

第6条 聴講生の選考は、学長が行う。

(入学手続および入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対し入学を許可する。
(授業料等)

第8条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、聴講に要する費用は、聴講生の負担とする。

3 聴講生の授業料、入学料および入学検定料の額ならびにこれらの徴収方法は、公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第82号）の定めるところによる。

(単位)

第9条 聴講生に対し、単位は付与しないものとする。

(入学許可の取消し)

第10条 学長は、聴講生が本学学則、大学院学則もしくは諸規程（以下「学則等」という。）に違反したとき、又は聴講生としての本分に反したときは、学部教授会又は研究科教授会の意見を聴いて、第7条第2項に規定する許可を取り消すことができる。

(学則等の準用)

第11条 聴講生については、この規程に定めるもののほか、学則等のうち学生に関する規定を準用する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月14日規程第3号）

この規程は、令和3年1月14日から施行する。

